

新 監 査 第 435 号
令 和 8 年 2 月 13 日

請求人 様

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
同 細 野 弘 康
同 中 山 均

新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和7年12月25日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

なお、本件について、伊藤監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

記

第1 請求の内容

1 請求の提出日

令和7年12月25日

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

(1) 主張事実

ア 広聴相談課では、市民の問題解決のきっかけとするため、弁護士や司法書士等による無料相談窓口を開設している。市のウェブサイトによれば、令和7年度の弁護士による法律相談の場合は、1名30分、同一案件不可、先着6名、「離婚、相続、成年後見等申立、消費者問題、多重債務整理、不動産取引の問題など、主にもめ事の法律的な相談」とされている。法律相談は、新潟県弁護士会

(以下「弁護士会」という。)に継続的に委託しており、令和7年度の契約金額は約590万円である。

イ 広聴相談課は、委託先を慎重に確認せずに弁護士会に「おまかせ」で契約しており、市民に案内もしている。弁護士会の深刻な不祥事や市民からの苦情が寄せられている事実を把握しても、その声の公開や調査、改善措置等を行わなかった。

ウ 法律相談は、相談時間が1回30分と短いことや、同一案件不可、相続や成年後見等を強調していることから、市民の問題解決のためではなく、弁護士がお金になる顧客を探すための場となっている。請求人は令和3年に相談を希望したが、予約は1か月半待ちで、「既に他の弁護士に委任している場合は利用できない」旨の案内があった。このことから、弁護士は問題を無料で解決する気はなく、本気で何とかしようとする気もない。一方で市民の多くは、5千円以上かかる相談費用を高いと考え、市の無料相談を希望し、弁護士が無料で問題の解決をしてくれると考えている。また、職員も弁護士を特別優れた人物であるかのように市民に対して説明し、広報も行っている。この結果、弁護士と利用者の希望が叶わず両者に不満が生じている。

エ 法律相談の目的が達成されず、市民の不満を生じさせているだけの事業に対し、年間5,901,672円が支払われており、倫理意識の欠けた弁護士達に職務内容に見合わない高額な公金が流れるだけになっている。

オ 弁護士に相談を考えるほどの問題が解決しないままであるため、問題が拡大し、取り返しのつかない事件につながっている。事実、新潟県内で凶悪事件が増え続け、被害者には税金から約30万円の助成金が支払われている。市や弁護士は倫理意識が欠けており、この助成金に対しても問題視せず、被害を防ぐ気自体がなかった。

(2) 措置請求

ア 過去の不当な支出について関係職員達に返却させ、契約解除を行うことを求める。

イ 外部に委託する場合は、事前に委託先の実態調査、市民からの評価や苦情調査を義務付ける等の措置を講じることを求める。

第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

1 住民監査請求の対象について

自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており（住民監査請求）、その対象は、普通地方公共団体の職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第242条の2第1項に関し、平成4年12月15日最高裁判決において「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を（住民訴訟で）問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、請求人は、広聴相談課が安易に弁護士会と法律相談の委託契約を締結し、本来の目的が達成されず、市民の不満を生じさせているだけの法律相談に従事している弁護士に対して高額な公金が流れていると主張している。しかし、これは、財務会計上の行為ではなく、その原因行為である弁護士会との間の法律相談委託契約締結の非を論じているものである。住民監査請求の対象となるのは、前述のとおり、たとえ先行する原因行為に違法又は不当な事由があったとしても、その原因行為を前提としてされた後行の財務会計上の行為が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであるときに限られると解されている。本件請求における原因行為は、弁護士会との間での法律相談の委託契約とその実施であると考えられるが、本件請求には、その原因行為を前提としてされた財務会計上の行為である、契約に基づく費用の支出命令等の支払手続そのものが、財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであることの具体的な主張は一切ない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。